

ジュニア育成地域推進事業 適正な会計処理について

東京都及び東京都スポーツ協会では、不適正な会計処理を未然防止するため、コンプライアンス研修の実施など再発防止に取り組んでおります。引き続き以下のとおりご協力いただきますようお願いいたします。

1 報告書及び領収書等の確認について

各地区体育・スポーツ協会からご提出いただく報告書や領収書等につきまして、以下のポイントを踏まえて確認いたしますのでご了承ください。

特に、領収書を発行した事業者の営業実態について、各地区体育・スポーツ協会等においてもご確認願います。また、領収書内容が不備な場合等、東京都スポーツ協会から直接、事業者に問い合わせすることもございますので、あらかじめご了承ください。

<分担金事業を適正に行うポイント>

- ① 分担金等が決められた事業目的に使用されていること
- ② 分担金が支出対象として定められた経費に使用されていること
- ③ 謝金、物品購入等、原則振込払いとしていること
- ④ 複数で会計管理に関わり相互に確認するなどの体制をとること
- ⑤ 分担金等の用途を証明する書類が整っていること
- ⑥ 業者に発注する内容と実際の業者の取り扱い品目が一致していること
- ⑦ 事業規模に見合った適正な数量、価格で発注していること
- ⑧ 当該団体の役員等の近親者等が経営する業者への発注をする場合（利益相反取引）は、細心の注意を払うこと。 等

2 令和7年度事業説明会・コンプライアンスに関する研修会等の実施について

今年度も、次年度に向けた本事業説明会、コンプライアンス研修会の実施を予定しております（令和7年2月を予定）。ご出席いただきますようお願いいたします。

- 適正な事業執行を行うために、事前に事業実施計画及び収支予算書を、終了後に実施報告書と決算書の作成をお願いいたします。東京都スポーツ協会はこれらの提出書類を精査し、東京都へ報告いたします。
- 当事業は東京都の公金で運営されており、監査の対象となります。分担金から支出された経費が第三者にも説明がつくようにする必要があります。東京都の監査で不備が指摘された場合、分担金額が確定した後でも、遡及して分担金の返還を求めることがあります。
- 事業実施報告書の写しは事業終了の翌年度から起算して5年間保管してください。適正な会計処理について、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。